

川崎市上下水道局規程第10号

川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年3月31日

川崎市上下水道事業管理者 白鳥 滋之

川崎市上下水道局請負工事監督規程の一部を改正する規程

川崎市上下水道局請負工事監督規程（昭和47年川崎市水道局規程第23号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号及び第5号中「管財課担当課長」を「財務課担当課長」に改める。

第5号様式中「当初工期」を「契約工期」に改める。

附 則

この規程は、令和8年4月1日から施行する。